博士論文を提出する方へ

〇博士論文はインターネットによる全文公表が義務付けられています。

今まで、博士学位を授与されてから原則１年以内に全文「印刷公表」が義務付けられていた博士論文ですが、学位規則の改正により、その公表方法が変更となり、平成２５年４月１日以降に学位を授与された方は、その全文をインターネットにより公表することが必要になりました。ただし、「やむを得ない理由」があり、それが認められる場合には、その全文を要約したものを公表することも可能です。

〇提出された博士論文データは、東北大学機関リポジトリ（TOUR）に登録されます。

東北大学では、「インターネットによる公表」を附属図書館が導入している「東北大学機関リポジトリ(TOUR)」を利用して行います。皆さんから提出のあった博士論文は、「TOUR」を通じて国立国会図書館へデータ提供されることになります。「全文の要約」を公表する場合は、そのデータが「TOUR」へ登録されます。

〇インターネット公表にあたり確認してください。

博士論文を提出するにあたっては、ご自身でインターネット公表に係る権利関係、例えば図書出版した際の著作権ポリシー（インターネット公表に対する方針）や特許出願手続き等を確認してください。

〇「やむを得ない理由」とは？

例えば、「論文内容に立体形状による表現等の理由によりインターネットでの公表ができない場合」、「著作権や個人情報に係る制約があり、１年を超えてインターネットでの公表ができない内容を含む場合」、「出版刊行されている・多重公表を禁止する学術誌へ掲載等との関係で、インターネットでの全文の公表により不利益が１年を超えて生じる場合」、「特許出願等が予定されておりインターネットでの全文公表により不利益が１年を超えて生じる場合」などが考えられます。これらに該当すると考えられる時は、指導教員の了承のもと「博士学位論文要約登録依頼書」を提出し、所属部局長に許可された場合に、博士論文の全文の要約を公表することができます。

〇「論文内容の要旨」と「論文内容の要約」についての考え方（文部科学省見解）

博士論文提出時に教務係に提出する「論文内容要旨」と、やむを得ない理由があって論文の要約を公表する場合の「論文内容要約」についての考え方は次のとおりです。

【論文内容要旨】

「内容の要旨」はabstractで、論文がどういうものか主要な点を解説しているもの。

【論文内容要約】

論文の中に書いてある課題設定・方法論・実験解析の内容から結論・考察に至るまでの論文の内容を要約したもの。

以上のことから、「要約」は一定程度のボリュームがあるものと解される。

注１：「やむを得ない理由」により全文の要約を公表した場合、その理由が解消された際には速やかに博士論文の「全文」を公表する必要があります。そのために、「博士学位論文要約登録依頼書」に「公表の時期」を指定する欄を設けています。

注２：「全文の要約」を TOUR に登録して公表した場合でも、博士論文の「全文」は国立国会図書館及び本研究科へ提出しなければいけません。国立国会図書館へは印刷物（冊子）、本研究科へは電子データでの提出となります。

論文提出予定の方へ：

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kyom/info/dissertation/dissertation.html

※上記 URL は，下記からも確認できます。

本学トップページ＞教育・学生支援＞教育＞博士論文提出＞

論文提出予定の方へ

本学トップページ＞在学生の方へ＞学生生活＞博士論文提出＞

論文提出予定の方へ